

## 国立大学法人宮崎大学 知的財産ポリシー

平成31年3月19日 制定

宮崎大学（以下、「本学」という。）の使命は、高度な教育と研究活動を通して、長年に渡り連綿と培われた「知」を継承するとともに、新たな価値の創造と発展に努め、その成果をもって地域・社会に貢献することにある。

この理念の実現のため、本学は知的財産ポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を以下のごとく定め、本学の関係者が創出する知的財産の取扱いに関する基本的な考え方を学内外に周知するとともに、本学における教育・研究活動等の活性化に資することを目的とする。

### 【1】本ポリシーの対象者

本ポリシーの対象者は、「国立大学法人宮崎大学職員就業規則」「国立大学法人宮崎大学有期契約職員就業規則」「国立大学法人宮崎大学非常勤職員就業規則」及び「国立大学法人宮崎大学再雇用職員就業規則」に定める教職員、並びに本学との間で何らかの契約を交わしている客員教員、研究員、大学院生及び学部学生（以下、「教職員等」という。）とする。

### 【2】本ポリシーの対象範囲

本ポリシーで定義する「知的財産」とは、本学の教職員等の鋭意研究等の結果生み出された知的創作物のうち、財産としての価値を有するものをいう。具体的には、本学の「国立大学法人宮崎大学職務発明等規程」第2条に定義されているものをいう。

### 【3】知的財産の帰属

本学が費用その他の支援をして行う研究等又は本学が管理する施設設備を利用して行う研究等に基づき教職員等が行った発明等（以下、「職務発明等」という。）は、原則、本学に帰属する。ただし、企業等との共同研究や受託研究、企業からの寄附金及び政府機関等からの研究資金に基づく発明等については、本学の教職員等の持分につき、原始的に本学に帰属するものとする。手続きにあたり、必要に応じて本学は発明者から当該発明等にかかる知的財産権を承継する。

### 【4】発明等の届出および審査

本学教職員等は、発明等を行ったときは、速やかに本学に届出するものとする。本学は、発明等の届出に基づき、職務発明等の当否、本学承継の可否等の決定を行う。本学は、本学の決定に不服のある教職員等に対して、異議申立ての機会を与えるものとする。

#### 【5】権利化

本学は、教職員等によって学内での研究等の結果生み出された知的財産について、産業上の利用可能性等の要件を満たすか否かを評価の上、権利化に努める。職務発明等の出願費用、権利化費用及び権利維持費用は、原則として本学が負担する。

#### 【6】発明者の責務

発明者等は、本学が承継を決定した職務発明等については、速やかに権利譲渡書を本学に提出しなければならない。また発明者等は、本学が職務発明等でないか、本学として承継しないことを決めた後でなければ、独自に出願等並びに権利譲渡を行ってはならない。

#### 【7】知的財産の活用

本学は、教職員等から承継した知的財産権のライセンス活動等による価値の最大化に向けて、戦略的な取り組みを展開するものとする。

#### 【8】発明者への還元

本学は、ライセンス活動等により得た収入を、研究に対するインセンティブを高めるための措置として発明者に適切に還元するとともに、新たな価値の創成を支援する組織的な活動に役立てるものとする。

#### 【9】手続き等の一元管理

本学は、知的財産の創出支援、権利化、技術移転に関する業務を管理する組織を設置し、迅速かつ効率的に意思決定を行う。

#### 【10】啓発活動

本学は、自らの使命を達成するためには産業への社会実装が重要であることを教職員等が十分理解し、論文・学会発表等による研究成果の公開に先立ち、速やかに知的財産権確保のための手続きを進めるよう学内啓発活動を率先して行う。

#### 【11】大学発ベンチャー支援

本学は、本学教職員等の発明等に基づき、教職員等がベンチャーを起業する場合、優先的に実施権の設定又は譲渡を行う。

#### 【12】管理の透明性

本学は、知的財産に関係する規程等の整備やそれらの適切な見直しを図り、より透明性の高い知的財産活動を行い、十分な説明責任を果たすものとする。